

# 『沼田市民体育館』

(使用料)

施設区分		使用者		使用料	
主 競 技 場	1 / 10面	専 用	市民	65歳以上の者	410円
				高校生以下の者	
			市民以外 の者	65歳以上の者	820円
				高校生以下の者	
			市民	65歳以上の者	820円
				高校生以下の者	
	市民以外 の者	65歳以上の者	1,640円		
		高校生以下の者			
	1 / 5面	専 用	市民	65歳以上の者	820円
				高校生以下の者	
			市民以外 の者	65歳以上の者	1,640円
				高校生以下の者	
			市民	65歳以上の者	1,640円
				高校生以下の者	
	市民以外 の者	65歳以上の者	3,280円		
		高校生以下の者			
	1 / 4面	専 用	市民	65歳以上の者	1,020円
				高校生以下の者	
			市民以外 の者	65歳以上の者	2,050円
				高校生以下の者	
市民			65歳以上の者	2,050円	
			高校生以下の者		
市民以外 の者	65歳以上の者	4,100円			
	高校生以下の者				
1 / 3面	専 用	市民	65歳以上の者	1,350円	
			高校生以下の者		
		市民以外 の者	65歳以上の者	2,710円	
			高校生以下の者		
		市民	65歳以上の者	2,710円	
			高校生以下の者		
市民以外 の者	65歳以上の者	5,420円			
	高校生以下の者				
1 / 2面	専 用	市民	65歳以上の者	2,050円	
			高校生以下の者		
		市民以外 の者	65歳以上の者	4,100円	
			高校生以下の者		
		市民	65歳以上の者	4,100円	
			高校生以下の者		
市民以外 の者	65歳以上の者	8,200円			
	高校生以下の者				
全面 (同一使用者に限る。)	専 用	市民	65歳以上の者	4,100円	
			高校生以下の者		
		市民以外 の者	65歳以上の者	8,200円	
			高校生以下の者		
		市民	65歳以上の者	8,200円	
			高校生以下の者		
市民以外 の者	65歳以上の者	16,400円			
	高校生以下の者				
小 体 育	卓球コート (1台分)	専 用	市民	65歳以上の者	200円
				高校生以下の者	
			市民以外 の者	410円	

室	全面 (同一使用者であつて、用器具を使用しないものに限る。)	専用	市民	65歳以上の者	410円
			市民以外 の者	高校生以下の者 上記以外の者	820円
			市民	65歳以上の者 高校生以下の者 上記以外の者	510円 1,020円
			市民以外 の者	65歳以上の者 高校生以下の者 上記以外の者	1,020円 2,040円
軽運動室	全面 (同一使用者に限る。)	専用	市民	65歳以上の者 高校生以下の者 上記以外の者	310円 620円
			市民以外 の者	65歳以上の者 高校生以下の者 上記以外の者	620円 1,240円
			市民	65歳以上の者 中学生・高校生	150円 回数券(11回券) 1,500円
			市民以外 の者	65歳以上の者 中学生・高校生 上記以外の者 (中学生未満を除く。)	310円 回数券(11回券) 3,100円
ランニングコース	個人	個人	市民	65歳以上の者 高校生以下の者 上記以外の者	100円 回数券(11回券) 1,000円 210円 回数券(11回券) 2,100円
			市民以外 の者	65歳以上の者 高校生以下の者 上記以外の者	210円 420円
			市民	65歳以上の者 中学生・高校生	310円
			市民以外 の者	65歳以上の者 中学生・高校生 上記以外の者 (中学生未満を除く。)	620円
第1会議室	専用	専用	市民	65歳以上の者 高校生以下の者 上記以外の者	310円
			市民以外 の者	65歳以上の者 高校生以下の者 上記以外の者	620円
			市民	65歳以上の者 高校生以下の者	210円
			市民以外 の者	65歳以上の者 高校生以下の者 上記以外の者	210円
第2会議室	専用	専用	市民	65歳以上の者 高校生以下の者 上記以外の者	210円
			市民以外 の者	65歳以上の者 高校生以下の者 上記以外の者	210円

		市民 以外 の者	65歳以上の者 高校生以下の者 上記以外の者	420円
附属 器具	放送設備 (一式)	専 用	市民	1,020円
			市民以外の者	2,040円
	シャワー (1回当たり5分)	個 人	市民	110円
			市民以外の者	
	コインロッカー (1回)		市民	100円
			市民以外の者	

備考

- 1 使用料（附属器具を除く。）は、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの時間区分ごとに納入する。
- 2 市民とは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- 3 市民及び市民以外の者が共同で施設を使用する場合において、その構成員のうち市民が過半数を占めるときは、市民の使用料の額とする。
- 4 満65歳以上の者、高校生以下の者及びこれら以外の者が共同で施設を使用する場合において、その構成員のうち満65歳以上の者及び高校生以下の者が過半数を占めるときは、満65歳以上の者又は高校生以下の者の使用料の額とする。
- 5 主競技場を卓球で使用する場合の卓球台数は、10分の1面につき2台までとする。
- 6 主競技場又は小体育室を卓球で使用する場合は、小体育室を優先して使用する。ただし、主競技場を全面で使用する場合は、この限りでない。
- 7 トレーニングコース及びランニングコースの使用料は、市民に限り、回数券（11回券）を用いて納入することができる。
- 8 回数券の有効期限は、発行の日から起算して1年とする。
- 9 使用者が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める使用料の額とする。ただし、附属器具のシャワー及びコインロッカーを使用する場合を除く。
  - (1) スポーツ以外の目的で施設を使用する場合において、入場料等を徴収しない、又は営利目的で使用しないとき この表で定める使用料の2倍の額
  - (2) スポーツの目的で施設を使用する場合において、入場料等を徴収し、又は営利目的で使用するとき この表で定める使用料の5倍の額

(3) スポーツ以外の目的で施設を使用する場合において、入場料等を徴収し、又は営利目的で使用するときは、この表で定める使用料の10倍の額